

三郷市長

木津 雅晟 様

2025年度予算に対する  
日本共産党三郷市議団の要望書

2024年11月22日

日本共産党三郷市委員会

日本共産党三郷市議団

団長 工藤智加子

深川 智加

佐藤 智仁

はじめに市民の命とくらしを守るため奮闘してこられた、市長をはじめ職員の皆様には心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

この10月にも郵便料金をはじめ 3000 品目もの物価値上げが行われ、市民からはもはや悲鳴に近い声が寄せられています。物価高騰に賃金と年金が追いつかず、県民世論調査(令和4年度)でも生活が「苦しくなった」という県民が前年より10ポイントも増加する一方で、大企業と大資産家には空前の富が蓄積するという、深刻な格差拡大が起こっています。これは異次元の金融緩和、労働法制の規制緩和による非正規ワーカーの拡大、大企業・金持ち減税と消費税増税を進めてきた自民党政治の「人災」と言わなければなりません。地方自治体はこのような悪政から、市民を身をもって守る防波堤の役割を果たさなければならないと考えます。

能登半島地震の被災地を豪雨が襲いました。地震への備えはもちろん、異常気象による激化、頻発化する豪雨災害などから市民の命をまもるために災害対策の強化が必要です。また「地球沸騰化」と言われるまで気候危機は進行しています。気候危機対策はもはや一刻の猶予ありません。実効性ある取り組みが必要です。自治体が広く連携し、こうした喫緊の課題に対応するべく更なるご尽力に期待します。

最後に、市民の願い実現・市民の生活を支える市政実現へととして要望をまとめましたので2025年度予算に反映していただくようお願い申し上げます。

## 【1. 国民健康保険など】

- 1) 自治体の裁量で実施している一般会計からの財政支援を継続させ、国保税の引き上げはおこなわないこと。
- 2) 自治体の国保財政を支えるために十分な国庫負担を行い、国保税を引き下げるよう国に要望すること。
- 3) 「資格確認書」は被保険者全員を対象に発行すること。
- 4) 「マイナ保険証」を持っている方には保険証との紐付けが解除できることを周知すること。
- 5) 18歳までの子どもの均等割りを全額減免することを国に要望し、三郷市独自で子どもの均等割をなくすことを条例で定めること。
- 6) 国保法の77条の国保税減免及び44条の一部負担金の減免制度を積極的に周知し、入院費用も対象にするなど適用要件を拡充すること。
- 7) 無料低額診療事業の薬代も対象となる制度への見直しを国に求めること。
- 8) 特定健診・がん健診について
  - ①がん検診は受診対象年齢を拡張すること。また受診料を軽減すること。
  - ②前立腺がんの検診対象者を60・65歳から75歳まで拡充すること。
  - ③高齢者の検診項目に聴力検査・視力検査を追加すること。
  - ④個別認知症健診の対象者(70歳)を拡充すること。

⑤30 歳からでも個別方式の健診を受けることができるようにすること。

- 9) 保養所の宿泊補助を 1 泊から 2 泊へ元に戻すこと。
- 1 0) 傷病手当金や出産手当金制度を創設し労働者や個人事業者が安心して休めるよう国や県に要望すること。
- 1 1) 带状疱疹ワクチン接種の助成をおこなうこと。
- 1 2) 新型コロナワクチン接種については、自己負担を見直し公費で実施するよう国に求めること。
- 1 3) 新型コロナ感染症の治療費は検査を含めて公費で受けられるよう国に求めること。
- 1 4) 新型コロナの感染拡大兆候が認められた場合は入所施設等の集団検査を実施するよう県に要望すること。

## 【2. 介護保険制度】

- 1) 介護保険法の報酬単価が低く抑えられているため恒常的な担い手不足に拍車をかけています。報酬単価を引き上げるよう国に要望し介護事業所が継続して運営ができるようにすること。また利用者の負担に影響が及ばないようにすること。
- 2) 市独自の介護職員・介護支援専門員等の給与の上乗せなど処遇改善をおこなうこと。
- 3) 「介護保険料を引き下げてほしい」という声が届いています。国庫負担割合を引き上げるよう国へ要望するとともに基金を活用し、介護保険料を引き下げること。
- 4) 介護利用料の減免制度を広く周知し、適用基準を拡充するなどの更なる拡充を図ること。
- 5) 要支援 1・2 の総合事業サービスへの移行に続き、要介護 1・2 の方も移行させようと議論されていますが、専門職によるケアを継続するように国に求めること。
- 6) 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、高齢者・家族へのきめ細やかな支援と関係機関との連携を推進すること。
- 7) 認知症高齢者および医療依存度の高い高齢者の緊急ショートステイがスムーズに利用できるように入所施設を増設すること。
- 8) 認知症の早期発見と専門職チームによる早期支援を充実させ、家族や介護者への支援も推進すること。
- 9) 配食サービスは、一週間の利用を 7 回以上にすること。
- 1 0) 紙おむつの支給は、支給要件を拡充し排尿障害のある方や一部介助で失禁するなど必要な人に給付すること。
- 1 1) 特定福祉用具販売による受領委任払い申請を必要な時にすぐ使えるように事後申請できるようにすること。

### 【3. 障がい児・者の施策】

- 1) 医療的ケア児の保護者・介護者に対してのレスパイトケアを充実させること。
- 2) 放課後等デイサービスなどの人員体制を支援すると共に、重度障害児が受け入れられる事業所を増やすこと。
- 3) グループホームやケアホームなど入所施設の整備や一人暮らしの障がい者の支援の整備・充実を図ること。
- 4) 障がい者（児）の卒後・進路を支援し、職場での継続的な就労を支援すること。
- 5) 障がい者の就労の機会や就労施設への優先調達など仕事確保のための支援を推進すること。
- 6) 障がい者就労支援施設の工賃を抜本的に引き上げるよう支援すること。
- 7) タクシー券の利用対象を拡充すること。
- 8) 更生訓練費の支給対象者を拡充し、就労継続支援B型にも適応すること。
- 9) 障がい者（就労者も含む）に対応したホームヘルプ・ガイドヘルプサービスの整備に力を入れること。
- 10) 成年後見人制度を広く周知し、制度の実施・支援をワンストップサービスで提供できるようにすること。
- 11) 訪問理美容や訪問入浴サービスの利用回数を増やすこと。
- 12) 医療的ケア児が保育所や学校に通えるように看護師の配置を拡充すること。
- 13) 障がい福祉施設・事業所の福祉介護職員の給与を増額し、処遇改善を図るため加算方式から基本報酬を引き上げるよう国に要望すること。
- 14) 緊急時に障がいの特性を考慮したショートステイが受けられる環境を整備すること。
- 15) 重度心身障がい者の一部負担金については、21,000円以上は窓口払いが発生するため、窓口負担金の償還払をなくすこと。

### 【4. 高齢者施策】

- 1) 見守りが可能な家電（電気ポットなど）への補助金制度を検討すること。
- 2) 75歳以上は市内循環バス料金を無料にすること。またタクシー券などの移動支援事業を実施すること。
- 3) 通院・外出介助ができるヘルパー派遣制度を利用者の負担なく実施すること。
- 4) 一部の地域に留まらず関係機関と連携し、高齢者世帯に対応したゴミ分別収集・ゴミ持ち出しサービスの実施に踏み出すこと。
- 5) 障害給付の対象とならない加齢性の聴覚障害へ補聴器の購入費用補助を実施すること。
- 6) 介護予防事業としての地区サロンへの人材派遣などの支援が実施されております

が、更なる財政支援を実施すること。

- 7) 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」を広く周知し、利用料金の引き下げなど利用しやすくすること。
- 8) 公共施設の使用料は高齢者の方については減免すること。
- 9) 年金の支給開始年齢の 70 歳以上への引き上げ、年金支給額の引き下げ計画の中止を国へ強く求めること。

#### 【5. 生活保護など生活困窮者への支援】

- 1) 生活困窮者や引きこもり状態にある方などの社会的孤立に対応しアウトリーチ型での支援を推進すること。
- 2) 生活保護制度の利用を促すポスターなど公共施設などに設置し、積極的に周知を図ること。
- 3) 生活保護申請時の扶養照会が利用の壁になっています。扶養照会については申請者の実状を把握した上で本人の意思を尊重すること。
- 4) 福祉総合相談室は、有資格者の正規職員を配置させ対応すること。
- 5) 生活保護受給者の担当者となる社会福祉士などは国基準に基づく正規の職員を配置すること。また十分な研修を行い不利益な指導が行われないようにすること。
- 6) 生活保護世帯および低所得世帯の子どもも大学・専門学校などへの進学と修業支援を強化すること。
- 7) 中学生・高校生はもちろんのこと小学生のジュニアアスポートを拡充するよう県に要望すること。
- 8) 自宅にエアコンのない生活保護世帯や低所得者世帯などにエアコン購入・設置のための補助制度を創設すること。
- 9) 近年温暖化の影響をうけて夏期の気温が上昇し、エアコンの使用が欠かせなくなっており電気代等の負担を軽減するために、独自の支援で電気代の補助を実施すること。また国に対して夏季加算を要望すること。
- 10) 国連から見直しを求められた保護費の引き下げは、容赦無く生活保護世帯の暮らしを圧迫しています。実態を調査し基準の引き上げを国に求めること。
- 11) 物価高騰で苦しむ生活困窮世帯（年収 250 万円以下）光熱費・食料品等給付金支給を国・県に要望すること。

#### 【6. 保育・子育て支援】

- 1) 子どもの権利条約に基づく仮称「三郷市子ども条例」を創設すること。
- 2) 民間保育所を含む保育士の配置は、公的保育の責任に見合った正規職員の配置を行うこと。
- 3) 安心して保育ができるように人員配置基準の更なる見直しを国に求めること。当

面は独自の人員加配を行うこと。

- 4) 「子ども誰でも通園制度」の導入は慎重に行うべきであるが、事業実施にあたっては、保育士の増員、設備などの環境整備を予算化すること。
- 5) 食育を一貫とした子育て支援の充実を図るため1・2号認定の主食・副食の補助制度を創設し、保育料の完全無償化を実施すること。
- 6) 産休明け保育の実施園を増やすこと。
- 7) 児童虐待の早期発見に向け関係機関と連携し、要保護世帯の継続的な見守り支援を強化すること。
- 8) 乳幼児がいる家庭を対象に、育児用品を毎月無料で届ける「オムツ定期便」を届けること。
- 9) 子ども医療費の無料制度を入院時の食事代も無料にすること。
- 10) 子ども食堂を実施している団体を支援するための補助制度などを設けること。
- 11) 放課後児童クラブの運営は、児童の成長・発達に必要な水準を保障し（30人単位にするなど）指導員については、正規職員を含め待遇を改善すること。
- 12) 放課後児童クラブの開所時間は、保育所と同様に延長すること。
- 13) 小学校の長期休校時の放課後児童クラブにおいて昼食を提供し、保護者の負担を軽減すること。
- 14) 三郷中央地区に常時子どもが気軽に利用することができる市直営の児童館を設置すること。
- 15) 北児童館・早稲田・南児童センターの今後については直営方式を検討し子どもの最善の利益を追求すること。
- 16) 福島原発事故時において、不安を持つすべての子どもたちが、健康診査（甲状腺エコー）を受けることができるようにすること。

## 【7、教育・生涯教育】

- 1) 小中学校の統廃合については、保護者・学識経験者・地域住民をはじめ関係者（生徒・児童を含む）との十分な協議を経て拙速に結論をださないこと。また適正規模を前提とせず子どもの権利保障を最優先に見直しを含め検討すること。
- 2) 三郷市立小中学校通学区域編成審議会の委員に「学識経験者」の枠を設けること。
- 3) 中学校の学校選択制を廃止し、少人数学級の導入を国に求めること。
- 4) 30人以下学級の実現に向け、国や県に教職員を増員するよう要望し、児童・生徒に豊かな学力とゆとりある学校生活を整備すること。
- 5) 一般教職員に対する人事評価制度はやめること。
- 6) 教職員の超過勤務を解消すること。また文科省が目標に定めている45時間/月以上の時間外労働をなくすこと。
- 7) 学校図書の購入については、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしいものとし、

図書館や学校司書の待遇を改善すること。

- 8) 学校行事において、日の丸への注目、君が代斉唱を強制はしないこと。
- 9) 道徳教育については、教科書などの教材の選考を広く市民に公開し、意見を反映すること。また、児童生徒の人権と多様な考えを保障すること。
- 10) 一人一台のタブレット端末整備について
  - ①家庭間の教育格差を広げることのないよう、経済的困難を抱えた家庭へ通信費等の支援を行うこと。
  - ②ブルーライトカットシートの導入や電磁波対策をはじめ、子どもの健康に配慮した使用方法を検討・周知すること。
  - ③各学校に1名以上のICT支援員を配置すること。
- 11) 文科省をはじめとした行政が主導する学力テストは中止を含め見直すこと。
- 12) いじめの問題は早期発見に努め、子どもの命と権利がなによりも優先されること。
- 13) 教育相談の体制を充実し、スクールソーシャルワーカーについては処遇を改善し全小中学校に配置させること。
- 14) 適応指導教室の教育環境を充実させるとともに、教育相談員の処遇を改善すること。
- 15) 特別支援学級は、障がい児の発達や障がい別の特性など専門性を兼ね備えた教員配置ができるよう、職員研修の強化、人材育成強化をはかること。
- 16) 支援学級の担任の異動は、早い段階から保護者に通知し、引き継ぎ期間を充分に保障すること。
- 17) 入学準備金制度については、年度途中の入学にも対応し申請手続きの期間を延長・金額を増額すること。保証人を要する条件の廃止で誰もが使いやすいものとする。
- 18) 市独自に返済不要の給付制奨学金制度を早期に創設すること。
- 19) 安全性や食育・災害時などの観点から、自校方式の給食を検討すること。
- 20) 給食は食育であり教育の一環であることから、質と量を確保した学校給食費の無償化をすること。また食材のオーガニックを広げること。
- 21) 学校教育にかかる保護者負担（修学旅行費など）を把握し、負担軽減をはかること。
- 22) 小中学校の学校トイレについては、避難所としても活用されるため、校舎内だけにとどまらず100%の洋式化をめざすこと。また乾式トイレを推進し、明るく清潔な環境をつくること。
- 23) 就学援助について
  - ①子どもの貧困の拡大は深刻であり、就学援助制度の適応範囲を拡充すること。
  - ②就学援助については、(PTA会費・生徒会費・クラブ活動費・卒業アルバム代・オン

ライン通信費・通学用ヘルメット費等)を支給すること。

③就学援助の「新入学児童学用品費」は失業などの緊急事態はいつおこるかわからないことから、年間を通して受けつけ、遡及申請も対応可能とすること。

24) 校則や制服のあり方について、生徒の自主的な声を反映すること。

25) 「日本一読書のまちみさと」にふさわしく市民に広く知る権利を保障するために市内図書館に全ての政党機関紙を置くこと。

26) 市内各駅や商業施設に図書館で借りた本を返却できるポストを設置すること。

## 【8. まちづくり・開発計画等】

1) まちづくりや開発などは、防災対策と一体にすすめ、必要な防災施設整備と安全点検を徹底するなど、防災のまちづくりをすすめること。

2) 市街化調整区域の沿道開発をすすめる、産業振興地区については周辺の住環境および市内商工業への影響を考慮し、中止を含め慎重に検討すること。

3) 大型商業施設および物流倉庫の稼働や交通網の変化にともなう交通渋滞、車両の流入、排気ガス、住宅地への大型車の流入等による影響が、周辺住宅地に及ばないよう常時監視と指導を実施すること。

4) 防災の視点からも、既存住宅地への公園増設を計画的に推進すること。

5) ボール遊びができる公園をつくること。

6) 遊歩道・公園などに屋根付きの休憩所やトイレの設置を実施すること。

7) バス停の整備を行い屋根付きの待合所やベンチを設けるなど対策を講じること。

8) 誰もが自由に休憩できる木製ベンチ等の普及のため設置費用を補助すること。

9) スマートインターチェンジ周辺の開発については、生活道路への大型車両の流入など住環境へ影響をおよぼさぬよう対策をこうじること。

10) 番匠免運動公園についてはトイレの洋式化や屋根付きベンチなどの設置で利用しやすい環境整備をおこなうこと。

11) 江戸川運動公園においては、手洗い場を設置すること。

## 【9. 道路等・環境整備について】

1) 「三郷市公共下水道事業中期計画」において「料金の適正化」が述べられているが、料金の引き上げは行わないこと。

2) 中川流域の維持管理負担金を40円から49円に引き上げる方針を埼玉県水道局が説明していますが、負担金の引き上げを行わないよう県に要望すること。

3) 「料金の適正化」や「県水の値上げ」を理由に、料金の引き上げは行わないこと。老朽管更新のための国庫補助の増額を求めること。

4) 歩道については高齢者、車いすなどの方も安全に歩行できるよう改善すること。

5) 生活道路の整備予算を増額し、市民要求に応えられるものとする。

- ①中央通り（放水路以南）の歩道の拡幅など、整備を実施すること。
- ②市道0118号（みさと公園付近）・市道5908号線（水元公園県境）の歩道拡幅整備。
- ③早稲田中央通りの自転車専用道については引き続き、凸凹の補修を随時対応すること。
- ⑤市道3166号（彦成中付近）のマンション・調整池側に歩道設置を行うなど歩行者の安全対策を講じること。
- ⑥鷹野5丁目エスピースリー付近Y字路の中央車線を東側に50cm移動し歩道を確保すること。
- ⑦市道1820号（さつき平）の歩道を広げ、歩行者と自転車道路を明確にするとともに、車椅子・カート、足の悪い方が安全に通行できるよう改善すること。
- 6) 排水路の整備・水路蓋け・浚渫への要望が非常に多いことから予算を増額し計画的に整備すること。
- 7) 下第二大場川の整備は自然環境に適合し、親しまれる水辺環境を維持すること。
- 8) 橋梁について
  - ①八丁掘橋については、歩行者や自転車などが通りやすい構造とすること。
  - ②半川橋については、安全に通行できるよう歩道を確保すること。
- 9) 自転車専用レーンを整備し拡充すること。

#### 【10. 経済活性化・中小商工対策】

- 1) 小規模企業振興基本法に基づき、三郷市小規模企業振興条例を策定すること。
- 2) 市が発注する公共事業や指定管理者も含め業務委託にかかわる労働者の賃金水準を確保するため「公契約条例」を三郷市として制定すること。
- 3) 公共工事において、適正な賃金確保と社会保険加入を確実にするため、確認書の提出を求めること。
- 4) 公共発注の契約については市内業者優先をつらぬくこと。
- 5) 住宅リフォーム助成制度は耐震改修工事に限定せず、地域振興政策として内容・対象を拡充すること。
- 6) 制度融資の趣旨を金融機関に徹底させ、実行まで市が責任を持って監督すること。国保税・市県民税の分納が認められている場合も融資対象とし、「国保税の完納」を要件から外すこと。
- 7) 市の融資制度は、返済しやすい制度とするため、返済期間と据え置き期間を延長すること。
- 8) 建設業退職共済制度の円滑な運営を支援し、証紙が確実に労働者に配布されるよう現物給付とすること。
- 9) 雇用について、市内企業に対し、正規雇用を奨励すること。そのためにも国に対

して財政支援をおこなうよう求めること。

- 10) がんばろう企業応援補助金については、予算を増額し多くの市内業者を応援すること。

### 【11. 農業問題】

- 1) 地産地消をさらに推進し市営農園の設置や市民農園などの体験農園を拡充し生産緑地を計画的に増やすこと。
- 2) ビニールハウスへの補助要件については、規模に関わらず柔軟に対応し支援すること。
- 3) 遊休農地について環境防災対策として、有効利用できるよう対策を立てること。
- 4) 環境保全や人体への影響が懸念されているネオニコチノイド、グリホサートの使用を禁止し、有機栽培を奨励すること。
- 5) 農業資材等の価格高騰の影響を受けている農業経営者へ支援を行うこと。

### 【12. 消防・防災対策】

- 1) 消防団や自主防災組織の人員確保と後継者養成など組織の充実にむけ支援すること。
- 2) 高齢者や障がい者などの避難の個別計画を具体化し、全ての対象者に策定されること。計画の策定にあたっては、専門職（ケアマネ・相談員）などの支援を得られるようにすること。
- 3) 早期の避難行動がとれるよう市民に周知・啓発を強め、ペットの避難対策を推進すること。
- 4) 指定避難所はスフィア基準などを参考に最低基準を定め避難所環境を整備すること。
- 5) 備蓄品の充足率を高めるとともに保管の適正化を図ること。
- 6) 地震を起因とした火災を防ぐため感震ブレーカーの設置助成をおこなうこと。
- 7) 耐震改修費用等の補助制度の拡充をおこない、住民負担を軽減すること。
- 8) 在宅要援護者の安否確認を福祉サービス提供事業者や地域住民などと連携し体制をつくること。また、避難訓練を実施すること。
- 9) 高齢者・障がい者世帯への家具転倒防止金具設置のため啓発を強化し、現物給付などの支援を行うこと。
- 10) 自治体・自主防災組織との協議で、災害発生直後一時的に危険を回避する場所（一時避難場所）をハザードマップに付け加え、市民への周知を図ること。
- 11) 避難所の運営については、女性や高齢者やLGBTQなどすべての人に十分配慮したものとすること。
- 12) 民間の危険なブロック塀については撤去・改修などの支援をつよめること。

- 1 3) 安否確認支援事業を実行性あるものにするため、具体的な運用を事業所に示し活用できるよう体制を整えること。
- 1 4) 市内の福祉施設（地域密着型など）における避難計画の策定を支援し、計画に基づいた訓練も実施できるよう支援すること。
- 1 5) 後谷小学校の廃校後については地域の避難所として存続させること。
- 1 6) 公共施設の屋外に新たに AED を設置するなど、24 時間誰もが使用できる AED の設置数を増やすこと。

### 【1 3. 治水対策など】

- 1) 建物等からの雨水流出防止対策を強化するとともに、道路清掃の充実など側溝・下水管の詰まりの点検・改善に取り組むこと。
- 2) 遊水地の確保や道路排水施設の点検・改善で集中豪雨による道路冠水・住宅等への浸水対策を強化すること。緊急時に土のう等を提供できる体制を整えること。
- 3) 下第二大場川周辺の治水対策のため、寄巻付近で大場川への合流ができるよう整備すること。

### 【1 4. 公共交通・防犯・交通安全対策など】

- 1) 公共交通運営協議会は市循環バスなどの増便やバス料金負担の軽減などについて協議し、公共交通の活性化を推進すること。誰もが住み慣れたまちで住み続けられるよう市民の移動手段については、市が責任を持って充実させること。
  - ①戸ヶ崎地域から市役所および駅へのバス路線を新設すること。
  - ②早稲田地域から乗り換えせずに市役所に行ける路線バスを新設すること。
  - ③丹後橋や早稲田 8 丁目などを経由する三郷駅・新三郷駅行きのバス便の本数を増やすこと。
  - ④乗り換えなければならない場所のバス料金の負担軽減をすること。
  - ⑤市内公共バスについては、減便、廃止、路線縮小にならないように運行経費への補助を長期的に行うこと。また市民の声に柔軟に対応できるようコミュニティバスやデマンド交通などの導入を検討すること。
- 2) 横断歩道周辺や歩道の周辺など安全対策のための草刈りと対策を年 2 回にとどまらず、適時実施すること。
- 3) 小中学校の通学路における安全点検を強化し必要な対策を早急に実施すること。
- 4) 半川橋については、グリーンベルトなど歩道を確保し安全に通行できるように整備をすること。
- 5) 市道 0112 号（新三郷駅前通）の歩行者の安全確保のために自転車専用レーンを設置するなど高齢者にわかりやすく分離・表示すること。
- 6) 市道 1820・0209・1808 号の大型車の通行については、通り抜けの大型車の通行

を抑えるための強化策を実施すること。

- 7) 江戸川沿い道路（流山橋、三郷駅周辺）への大型車の流入を防ぐなど、渋滞対策をおこなうこと。
- 8) 市道 0209 号、市道 1813 号、市道 1821 号（全てさつき平）の横断歩道付近に路面表示（クラブハウスとコムステーション前の横断歩道付近のようにカラー化）などをおこない、通学路の安全対策を強化すること。
- 9) 町会が設置する防犯灯の設置費用および電気料金については全額補助すること。
- 10) 江戸川の土手については三郷駅と協立病院の中間地点に新たなスロープを設置するよう国へ要望すること。
- 11) 電動キックボードは、歩行者との事故が発生しているなどの背景があることから交通規制の強化を国に求めること。
- 12) 自転車用ヘルメット購入費用の助成を行うこと。また、自転車通学の中学生に対してはヘルメットの現物給付を行うこと。

#### 【15. 自然エネルギー・環境保全など】

- 1) 自然エネルギーの活用を強化し「エネルギーの地産地消」ができる三郷市のエネルギー政策の推進を図ること。
- 2) 太陽光パネル・蓄電池を災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に設置を急ぐこと。
- 3) 公共施設の断熱化を進め既存住宅への断熱リフォームなど補助対象の拡充を図ること。
- 4) 樹木の剪定を定期的の実施し、適切に管理すること。また保存樹林を新たに指定するなど緑地率を引き上げること。
- 5) 市が率先してペットボトルやプラスチック容器の使用を抑制し、市民への啓発を通して地球環境保全行動を推進すること。
- 6) 家庭用可燃ごみの散乱保護防止用ネットを希望する町会等へ無料で配布すること。
- 7) 放射能対策を継続し、市民による放射能の測定を支援すること。
- 8) 小・中学校のグラウンド・公園等に埋設されている汚染土については、測定を継続して実施すること。また、汚染土の最終保管場所の設置を国に求めること。
- 9) 不安を持つすべての子どもが健康診査（甲状腺エコー）を受けることができるようにすること。
- 10) クーラーのきかない小中学校の教室の断熱（天井の断熱、窓の遮熱、デマンド換気）を行うこと。

#### 【16. 平和問題】

- 1) すべての公共施設及び三郷中央駅に「三郷市非核平和都市宣言」塔を設置し、市

民が見やすいように整備すること。また、北公民館跡地に整備された「希望の郷交流センター」については再設置し平和意識の高揚に努めること。

- 2) 平和首長会議に参加する自治体に相応しく市長も「日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める署名」に署名をすること。また核兵器禁止条約に日本も批准するよう国に求めること。
- 3) 平和事業費を増額し、広島・長崎の平和式典へ小中学生の代表派遣や戦争・被爆者の体験談をあらためて聞き取りし発表、広い市民を対象とした映画上映会、平和の象徴として被爆樹木二世(アオギリ、クスノキ)を多くの市民が訪れる場所に植樹するなど事業の拡大をはかること。
- 4) 三郷市郷土資料館・原爆パネル展などの平和コーナーの展示は充実を図ること。
- 5) 住宅地上空での軍用機の低空飛行訓練や観閲式は事故のリスクなどの懸念があることから国へ中止を求めること。また飛行予定、飛行時間、飛行ルートなど詳細な情報を市として把握し市民へ周知すること。

#### 【17. 税・収納問題】

- 1) 市税、国保税など経済的に支払いが困難な市民に対して減免・猶予の制度を充分周知し、実施すること。
- 2) 収納猶予は、収入激減以外の経済的理由についても認めるとともに、納税緩和制度について積極的な説明を行い活用すること。
- 3) 滞納者の生活実態や個別の事情を十分把握し納税相談には丁寧に応じること。その際、滞納者本人が同席を希望する場合は第三者の立ちあいを認めること。

#### 【18. ジェンダー平等について】

- 1) 審議会委員などや管理職への女性の登用を積極的にすすめること。
- 2) 課長級以上の女性の比率について数値目標を設定し、増やすこと。
- 3) 事実婚(同性・異性に関わらず)を選択している市職員(会計年度任用職員を含む)に対しては婚姻届けを提出した場合と同等の権利(休暇等)が与えられるようにすること。
- 4) パートナースhip制度を拡充し、事実婚も対象とすること。またファミリーシップ制度を創設すること。
- 5) 性的マイノリティなどの人権を尊重し、差別・偏見をなくすために啓発活動を実施すること。また、当事者への意見を聞き支援を強化すること。
- 6) DV・性暴力など相談支援においては、婦人相談員などを配置させ被害者対策の強化を図ること。また女性のためのワンストップ相談窓口を設置すること。
- 7) 訪問看護・介護士への暴力・ハラスメント対策として、暴力・ハラスメント利用者に対しての訪問時の人員体制の充実を図り支援すること。
- 8) 選択的夫婦別姓制度の実現や同姓婚を認める法改正を国に求め、多様な生き方を尊

重すること。

- 9) 同性カップルの住民票の続柄については、男女の事実婚と同じように「夫(未届)」  
「妻(未届)」の表記を選べるようにし、周囲の理解が得られないことによる生  
きづらさを軽減すること。
- 10) 性への偏見を払拭し、科学と人間尊重の豊かな性教育を行うこと。
- 11) L G B T Q等性的少数者にたいして、いじめや偏見のない正しい知識を身に  
つける社会教育、学校教育、教員や市職員への研修強化を行うとともに、当事  
者が相談しやすい環境を整えること。
- 12) 中学性の制服については本市が率先してジェンダーフリー（性別にとらわれな  
い）制服の導入とともに、生徒が自由に選択できる権利を保障すること。
- 13) 生理用品について
  - ①公共施設の個室トイレに生理用品を配備すること。
  - ②学校トイレへ生理用品を継続的に配備し、個室トイレに生理用品を置くこと。
  - ③生理用品の無償化や非課税化を国へ求めること。

#### 【19. 行政・運営】

- 1) 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消に努めること。
- 2) 正規職員の採用を増やし、感染症や自然災害に備えるとともに、多様化する市民  
ニーズに対応する人員を育成すること
- 3) 職員に対して、接遇講習会・人権セミナー等を開くなど研修を充実すること。
- 4) 会計年度任用職員（パートタイム）については、時給1500円に引き上げるこ  
と。
- 5) 有権者の知る権利を保障するため選挙公報の全戸配布をすること
- 6) 指定管理者制度は、安易な導入をしないこと。すでに導入されている施設  
については、実態を把握し直営に戻すことも含めて常に点検・見直しをはかるこ  
と。
- 7) マイナンバー制度については、個人情報の取り扱いを厳格にすること。
- 8) マイナンバーカードの利用については、本人の意思を尊重し、安全性が担保され  
ない状況での保険証・運転免許証などへの拡大をやめるよう国に求めること。
- 9) 市民が集まるイベントへの自衛隊の広報活動は中止すること。また、自衛隊への  
自衛官募集にともなう、若者の個人情報の提供については中止すること。
- 10) 窓口業務のI C T化は他自治体に見られるような機械化ありき（**人**員体制など  
の縮小など）ではなく、市民ニーズに対応できるよう慎重に取り組むこと。
- 11) 審議会での公募枠を拡大すること。合わせて傍聴については希望する多くの方  
が傍聴できるよう、上限人数を増やすこと。
- 12) 「市長と話そう」の回数を増やし、幅広い市民の意見を聞く機会を設けること。

## 【20. 公共施設】

- 1) 学校教育施設個別計画では「小・中学校等の他施設への機能転換を検討する」とありますが、地域住民との十分な理解を得ること。
- 2) 公共施設は長寿命化対策に重点を置き安易な施設の統廃合は実行しないこと。
- 3) 公共施設の利用料金を見直し市民に利用しやすい施設（特に文化会館）とすること。
- 4) 早稲田地区に老人福祉センター・コミュニティセンター・出張所（三郷団地にあるような）機能を兼ね備えた公共施設を設置し、子どもから高齢者まで気軽に集まれる場所をつくること。
- 5) 後谷小学校やもみじ保育所の跡地利用については市民参加で活用を検討すること。
- 6) ピアラシティ交流センターの駐車場の利用可能台数をふやすこと。
- 7) 市役所の自転車置き場については十分な間隔を持って設置し、置き場所を増やすこと。
- 8) 三郷文化会館が休館となることから休館中の期間においては旧後谷小学校を活用できるようにすること。

## 【21. 住宅対策】

- 1) 若年層・若年夫婦世帯・高齢者などの低所得者向けの家賃補助制度の創設や借り上げ方式などを検討すること。
- 2) 既存の市営住宅の建て替えを含め、市営住宅の戸数を計画的に増やすこと。
- 3) 市営住宅の老朽化に伴う修理・リフォームなど住環境の改善を図ること。

## 【22. 消費生活】

- 1) 消費生活相談員の待遇を改善し、体制を強化すること。
- 2) 特殊詐欺被害を受けやすい高齢者・障害者などへの見守りなど対策を強化すること。

## 【23. その他の機関に要望すること】

- 1) 市の持ち出し分について早急に支払うよう東京電力と国に強く要求すること。
- 2) 老朽化した東海第2原発の再稼働は中止するよう求めること。
- 3) 都市再生機構
  - ①エレベーターの設置を求めること
  - ②URに対して家賃値上げを行わないよう要請すること。
  - ③商店街の空き店舗を活用し、高齢者・子育て支援などを行うよう要請すること。

そのために、家賃の軽減などURと必要な協定を結ぶこと。

④三郷団地のピンク公園（通称）にトイレや水場の設置をするよう求めること。

⑤老人憩いの家「やすらぎ荘」の跡地利用は、ゲートボール場を含め利活用については、住民の意向を反映すること。

4) 後期高齢者の保険料の引き下げを「埼玉県広域連合」に求めること。また医療費の3割負担の対象拡大は実施しないよう国に強く求めること。

5) JR 東日本に対して新三郷駅などの始発から6時半までの駅無人化を改善し、安全対策を強化すること。

6) 三郷駅・新三郷駅へホームドアを設置するようJRに要望すること。

7) 社会福祉協議会に対しては、生活資金貸付制度は保証人要件を緩和し、（世帯主・非課税世帯主でも認める）申し込み書類の簡略化による負担軽減、貸付金額の増額を図ること。

8) 羽田空港の機能強化に伴う、本市の上空飛行については、住宅地を回避する経路への変更を国に求めること。

## ◎県に対して申し入れをしていただきたいこと

1) 「高齢者社会対策大綱」では、75歳以上の後期高齢者医療について窓口負担を3割としていることから、さらなる医療費負担増は中止するよう国に求めること。

2) 精神障がい者の公共交通運賃割引制度を他の分野の障がい者と同等に拡充すること。

3) 重度心身障害者医療費助成制度」を拡充し精神障害者保健福祉手帳2級所持者も対象とすること。

4) 無料低額宿泊所については、入居環境を改善し、実態に合わない家賃設定など改善するように指導強化を図ること。

5) 大場川の放水路近辺など浮遊ゴミの回収回数を抜本的に増やすよう県に要望すること。

6) 第二大場川の浚渫と拡幅整備を早急に行うための予算を県に求めること。

7) みさと公園の駐車場については、90分間を無料にするなど利用者の負担を軽減すること。

8) 大場川の戸ヶ崎、鷹野地域の遊歩道を整備する予算を県に求めること。

### [県道の整備などについて]

9) 県道について住民からの緊急の路面舗装要望に対し、速やかに応じること。

10) 戸ヶ崎交差点の道路拡張工事と歩道整備を実施すること。

- 1 1) 谷口・幸房線スタンド付近の歩道整備を実施すること。
- 1 2) 三郷松伏線 J R 武蔵野線高架下道路は、道路の拡幅など安全な歩道整備を行うこと。
- 1 3) 三郷松伏線や三郷吉川線の県道、特に住宅地については道路の亀裂・マンホールなどのタイヤの接触による騒音や振動の対策を強化すること。
- 1 4) 県道上笹塚谷口線の歩道拡幅整備を行い歩行者の安全を守ること。
- 1 5) 県道 5 4 号の高州 4 丁目交差点の歩道の拡幅をすること。
- 1 6) 三郷流山橋有料道路は自転車料金（片道 20 円）を無料にすること。
- 1 7) 小谷堀橋については、早期に架け替えをおこなうこと。
- 1 8) 八条橋（中川）の架け替え工事の早期着工を求めること。

#### [信号機等について]

- 1 9) 県道谷口・幸房線の郵便局付近に歩行者用信号機を設置すること。
- 2 0) 葛飾吉川松伏線の「レイモンド保育所」付近の横断歩道に信号機を設置すること。
- 2 1) 市道 0 1 1 6 号線彦沢交差点の信号機に右折信号を設置すること。
- 2 2) 市道 1 6 8 2 号線で協立病院そばの、江戸川土手へ昇るための、スロープや階段の付近に横断歩道を設置すること。
- 2 3) 高須通り（高州 2 丁目 112-2 と 128 付近）に歩行者用信号機を設置すること。
- 2 4) 横断歩道などの道路標示が劣化などにより、不鮮明となっている箇所については随時補修（特に学校通学路）すること。
- 2 5) 新三郷駅前通りと市道 0 1 1 1 号の交差点信号機は歩車分離型の信号機を設置すること。
- 2 6) 戸ヶ崎交差点の信号については、右折信号を設置すること。

以上